

下松市告示第112号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

平成27年10月22日

下松市長 井川 成正

1 プロポーザルの概要

- (1) 名称 下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル
- (2) 概要 「下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要項」による。

2 参加資格

- プロポーザル参加者は、以下の条件を満たす者とする。ただし、共同で参加する場合は、④、⑤及び⑥については構成員のいずれかが条件を満たしていれば足りることとする。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 国又は地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ④ 提案するシステムについて、著作権もしくは改変権を保有していること。
 - ⑤ 提案するシステムの保守・運用を担う技術者が常駐する拠点を、山口県内に整備できる、又はしていること。
 - ⑥ 平成22年度国勢調査による人口5万人以上の地方公共団体(市・特別区)に対し、参加表明書の提出時点から過去10年で、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 本業務と同種の学校給食費管理システム(市又は特別区が公会計により保護者等から学校給食費を一括して徴収・管理するシステムであること。私会計による学校や共同調理場単位での徴収管理を支援するシステムは含まない。)の構築・運用実績を有すること。
 - イ 上記以外の学校給食費管理に関するシステム(私会計によるものなど)の構築・運用業務の実績を有し、かつ、税金や国民健康保険料等の公金を2万5千人以上の対象者から徴収・管理する公金徴収管理システムの構築・運用実績を有すること。
 - ⑦ 営業停止処分を受けていないこと。
 - ⑧ 参加表明書提出期限の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこ

と(不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。)

- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑩ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3 主催者及び事務局

- (1)主催者 下松市
- (2)事務局 下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室
〒744-8585
山口県下松市大手町三丁目3番3号
TEL : 0833-45-1855 FAX : 0833-45-1865
E-Mail : kyo-soumu@city.kudamatsu.lg.jp

4 参加表明書及び提出書類の提出

- (1)提出期限 平成27年11月13日(金)午後5時(必着)
- (2)提出先 下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
- (3)提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

5 審査

プロポーザルに係る審査は、「下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」が行い、当該委員会で定めた審査基準に基づき、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行い、最優秀提案者を決定する。

6 通知

参加表明書を提出した者に第一次審査の結果を、第二次審査に参加する者全てに選定又は非選定を書面で通知する。

7 その他必要な事項

その他、必要事項については、「下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要項」を参照。